

コンプライアンス第2事件判決 (2/6 大津地裁)

7名が無罪判決



●「現場組」2名は有罪

2月6日、大津地裁（畑山靖裁判長）はコンプライアンス第2事件で、被告人とされた関生支部の組合員9名のうち2名は有罪としたものの、西山執行委員をはじめとする7名には無罪判決を出した。

この事件は大手ゼネコンのフジタなどの建設現場で法令違反を指摘する組合活動やビラまきが恐喝未遂や威力業務妨害とされたもの。昨年3月には湯川委員長ら先行グループの第1事件で有罪判決が出されており（組合は即時控訴）、今回の第2事件でも現場のコンプラ活動に参加したいわゆる「現場組」の2名は第1事件同様に有罪とされ、懲役2年6月と懲役1年6月、両名とも執行猶予3年の重罰判決となった。

●証拠にもとづかぬ検察の論理の破たん

一方、無罪となった7名はフジタ大阪支店前で同社の法令違反の事実を記載したビラを短時間配布したことが威力業務妨害とされ、5年前に逮捕、起訴された。大津地検は論告で、関生支部はピラミッド型の上意下達の組織であり、トップに君臨する委員長のフジタに対する恐喝の意図を組合員も熟知してビラまき活動をしていたなど主張した。しかし、証拠にもとづかないその推論はさすがに採用されず、畑山裁判長は7名の組合員については故意と共謀を認めることはできないから犯罪の証明がなく、無罪だとしたのである。

当然といえば当然の無罪判決。検察は控訴することなく無罪判決を受け入れ、不当な捜査をおこなった滋賀県警組織犯罪対策部とともに7名に対し謝罪すべきである。

また、7名のうち、松村憲一さん（現・副委員長）と大原明さん（執行委員）の2名は、現時点では大津地裁の無罪判決は確定してはいないものの、無罪判決は和歌山広域協組事件大阪高裁判決に次いでこれが2回目である。ひとりの人間が短期間に2回の無罪判決を受けることなど、ほぼないだろう。このことだけとって、一連の事件のデタラメさ加減がわかるというものだ。

コーシン・イースト事件で勝利命令

大阪府労委が不当労働行為を認定

2月2日、関生支部組合員に脱退勧奨をおこなった生コン業者・コーシンコーポレーション外1社に対し、大阪府労働委員会が不当労働行為を認定して救済命令を交付した。

この事件は昨年3月、和歌山広域協組事件で大阪高裁が逆転無罪判決を出したことで動揺した大阪広域協組が、加盟社数社に対し、関生支部組合員を脱退させるよう「勧告」したことが発端。（詳細は追って）